

熊本県情報公開審査会の答申(平成19年7月26日付け答申第93号)の概要

1 事案の概要

- (1) 平成17年1月16日、熊本県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対して、「2004年1月13日に行われた教育委員会の会議録の中の懲戒処分に関する会議録、全部」の開示請求があった。
- (2) 平成17年3月1日、この開示請求に対して、実施機関(担当:教育総務課(現在は教育政策課))は、「平成16年1月13日に開催された熊本県教育委員会定例会議事録のうち、懲戒処分に係る部分」を特定し、熊本県情報公開条例(以下「条例」)に基づき、不開示決定を行った。
- (3) 平成17年4月22日、実施機関に不開示決定に対する異議申立てが行われた。
- (4) 平成17年5月17日、実施機関から熊本県情報公開審査会に諮問があった。
- (5) 今回の答申は、この諮問に対するものである。

2 主な争点

特定の教職員の懲戒処分に関する審議の記録は、条例第7条第2号本文(個人情報)に規定する不開示情報に該当するか。同号本文に該当する場合に、同号ただし書により、開示相当と認められる情報はあるか。

また、条例第7条第6号(事務事業支障情報)に規定する不開示情報に該当するか。

3 当事者の主張の要旨

異議申立人の主張	実施機関の主張
<p>本人の情報を本人が見るのであり、そこに何の利害も発生しない。「個人」には開示請求者本人も含まれるとしても、個人に関する情報だけを非開示にすればよく、全部を公開しないのはおかしい。</p> <p>被処分者には、会議の内容を知る権利があり、県教育委員会には説明責任がある。</p> <p>公開しないことこそが、「公正かつ円滑な人事の確保」を阻害する。</p>	<p>懲戒処分を受けようとする教諭の所属学校名、氏名、非違行為の詳細な経緯等は個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当する。同条同号の「個人」には開示請求者本人も含まれ、異議申立人の主張(本人の情報を本人が見ることに何の利害も発生しない)は認められない。</p> <p>非公開で行われた教職員の懲戒処分に関する審議の記録を公開すれば、懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の過程が推測され、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがある。</p> <p>本件議事録の開示により、県教育委員への心理的負担が強まり、公正な審議が確保できないおそれがある。各委員は、事後の開示を勘案して発言することとなり、その結果、自由かつ率直な意見交換が制約され、公正で適正な意思決定が妨げられ、当該又は将来の同種の事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>

4 答申の概要

(1) 審査会の結論

本件行政文書の次の部分については開示すべきである。

具体的な審議に係る部分以外の部分

- ・ 会議の進行に関する部分等
- ・ 議案名

具体的な審議に係る部分

- ・ 実施機関が公表した被処分者の職名及び校種並びに非違行為の事実の概要及び処分の理由に該当する部分
- ・ 「懲戒処分の指針」を引用した部分
- ・ 定型的な議事進行に係る部分と当該部分の発言者の職氏名

(2) 審査会の判断の要旨

条例第7条第2号該当性

特定の教職員の懲戒処分に関する審議の記録は、会議の進行に関する部分等を除き、全体として、被処分者に係る個人情報であって、氏名その他の記述により特定の個人を識別することができるものであり、同号本文に該当すると認められる。

本件懲戒処分に関して実施機関は、記者発表により、被処分者の職名及び校種並びに非違行為の事実の概要及び処分の理由を公表していることが認められる。また、懲戒処分の量定の判断に伴う意見や質疑応答に関する部分に、実施機関が定めた「懲戒処分の指針」の記載内容を引用した部分が認められる。「懲戒処分の指針」に記載された内容は、一般に、実施機関により公表され又は公表が予定されている情報であり、同様に、県教育委員会定例会の議案名も、当日の議事として、公表され又は公表が予定されている情報であると考えられる。

上記の実施機関により公表され又は公表が予定されている情報は、同号ただし書アに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認めることが妥当であり、本件行政文書のうち、これらの情報に該当する部分についても同様に、同号ただし書アに該当とすることが妥当と考えられる。

以上のとおりであり、本件行政文書の情報は、会議の進行に関する部分等を除き、全体として同号本文に該当し、原則として不開示となる情報であるが、このうち、記者発表により公表された情報に該当する部分、「懲戒処分の指針」の記載内容を引用した部分及び議案名は同号ただし書アに該当し、開示相当と認められる。

なお、定型的な議事進行に係る部分と当該部分の発言者の職氏名については、同号に該当するが被処分者の個人識別性を除くことにより、公にしても、被処分者に係る新たな個人情報が一般に明らかになるとは認められない。また一定の関係者には被処分者に係る新たな個人情報が明らかになるが、その内容は、被処分者の権利利益が害されるおそれがあるものとは認められないと考えられる。よって、定型的な議事進行に係る部分と当該部分の発言者の職氏名については、第8条第2項の適用により部分開示が

可能であり、開示することが妥当である。

条例第7条第6号該当性について

教職員の懲戒処分に関する具体的な審議に係る発言内容（ただし、定型的な議事進行に係る部分を除く。）及びその発言者の職氏名が公になると、発言者は、外部の利害関係者から自分に対して何らかの働きかけが行われたり、自分個人の責任が問われたりするなどの事態が発生することを恐れたり、審議の過程における自己の意見表明が、利害関係者に影響を与えることを危惧したりして、事後の開示を勘案して発言することとなり、その結果、自由かつ率直な意見交換が制約され、公正で適正な意思決定が妨げられ、将来の同種の審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、懲戒処分の詳細な量定判断の基準及びその過程に係る情報が公になると、当事者や関係者に誤解や予断を与え、混乱を生ずることが予想され、ひいては人事行政の公正かつ円滑な遂行に著しい支障が生ずるおそれは否定できないと認められる。

ただし、具体的な審議に係る部分のうち、記者発表により公表された情報に該当する部分及び「懲戒処分の指針」の記載内容を引用した部分は、実施機関により公表され又は公表が予定されている情報であり、当該情報を第6号該当を理由に不開示とすることは認められない。さらに、具体的な審議に係る部分以外の部分並びに具体的な審議に係る部分のうち定型的な議事進行に係る部分及び当該部分の発言者の職氏名については、発言者個人の意見表明とは言えず、また、懲戒処分の詳細な量定判断の基準及びその過程に係る情報にも該当しないことから、同号には該当しない。

以上のとおりであり、本件行政文書に記載された情報のうち、教職員の懲戒処分の具体的な審議に係る部分のうち定型的な議事進行に係る部分及び当該部分の発言者の職氏名並びに前段で実施機関により公表され又は公表が予定されている情報とした部分を除く部分については、同号エに該当し、不開示相当と認められる。

諮問実施機関	：熊本県教育委員会
諮問日	：平成17年5月17日
答申日	：平成19年7月26日（答申第93号）
事案名	：懲戒処分に係る教育委員会会議録の不開示決定に関する件（平成17年諮問第133号）

答 申

第1 審査会の結論

熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「平成16年1月13日に開催された熊本県教育委員会定例会議事録のうち、懲戒処分にに関する部分」（以下「本件行政文書」という。）について不開示とした部分のうち、別表に記載した部分は、開示すべきである。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成17年1月16日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、「2004年1月13日に行われた教育委員会の会議録の中の懲戒処罰に関する会議録、全部」について行政文書の開示請求を行った。
- 2 平成17年3月1日、実施機関は、開示請求に係る文書として、本件行政文書を特定し、条例第7条第2号及び第6号に該当することを理由に不開示の決定を行った（以下、本決定を「本件不開示決定」という。）。
- 3 平成17年4月22日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件不開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 平成17年5月17日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定により、不開示とされた本件行政文書の開示を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての理由を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 本人の情報を本人が見るのであり、そこに何の利害も発生しない。たとえ「個人」には開示請求者本人も含まれるとしても、個人に関する情報だけを非開示にすればいいのであり、全部を非開示として公開しないのは情報公開の意義からいっても明らかにおかしい。
- (2) 懲戒処分の指針に記載されていないような重い処分が下され、充分な理由説明がない。被処分者には、会議の内容を知る権利があり、県教育委員会には説明責任がある。
- (3) 「公正かつ円滑な人事の確保が困難になる」との不開示理由については、きちんとした会議がなされず、必要以上に重い処分が下されていることこそ、公正ではない。公開しないことこそが、「公正かつ円滑な人事の確保」を阻害する。
- (4) 県では、教職員の懲戒処分を決定した非公開の会議録を被処分者に対して開示している。本件でも開示されるべきである。
- (5) 支障がない部分についてはできる限り開示すべきであり、少なくとも一部開示をすべきである。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の不開示決定の理由説明書及び口頭での説明の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- 1 懲戒処分を受けようとする教諭の所属学校名、氏名、非違行為の詳細な経緯、その動機、当時の状況等は個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当する。なお、同条同号の「個人」には開示請求者（異議申立人）本人も含まれるため、異議申立人の主張（本人の情報を本人が見ることに何の利害も発生しない）は認められない。
- 2 本件議事録は、非公開で行われた教職員の懲戒処分に関する審議の記録であり、条例第7条第6号エに規定する「人事管理に係る事務」（不開示情報）である。これを公開すれば、懲戒処分の適否、軽重等を判断する際の内部的な審査の過程が推測され、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがある。
- 3 本件議事録の開示により、県教育委員への心理的負担が強まり、公正な

審議が確保できないおそれがある。各委員は、自分個人の責任が問われたりするなどの事態が発生することを恐れたり、審議の過程における自己の意見表明が、利害関係者に影響を与えることを危惧したりして、事後の開示を勘案して発言することとなり、その結果、自由かつ率直な意見交換が制約され、公正で適正な意思決定が妨げられ、当該又は将来の同種の事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

- 4 教職員の懲戒処分については、処分の事実と理由を公表し、被処分者本人に対しても、直接、処分内容と処分に至った経緯の説明を行っており、必要な義務については十分果たしていると考えている。
- 5 県教育委員会の懲戒処分に係る会議録は、情報公開制度により被処分者に交付（開示）されたものではない。県教育委員会が県人事委員会へ提出した会議録を県人事委員会が被処分者に交付したものである。
- 6 不開示情報を除いた部分は、既に公表された情報や審議内容と関係のない情報であり、「有意な情報」は含まれておらず、全部不開示が適当と判断した。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明の内容などを踏まえ、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のよう
に判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、県教育委員会定例会の会議録の一部であり、特定の教職員の懲戒処分について、非公開で審議した内容が記録されている。

本件行政文書に記載された情報は、次のとおりである。

(1) 具体的な審議に係る部分以外の部分

- ア 会議の進行に関する部分、文書取扱に係る表示、ページ番号
- イ 議案名

(2) 具体的な審議に係る部分

- ア 発言者の職氏名
- イ 定型的な議事進行に係る部分
- ウ 被処分者の氏名、職名、校種及び学校名
- エ 非違行為の事実に関する部分

オ 懲戒処分の量定の判断に伴う意見や質疑応答に関する部分

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

この趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシー等を最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るような情報等が記録されている行政文書については、同号ただし書に該当するときを除き、不開示とすることを定めたものである。

（1）同号本文該当性について

本件行政文書は、特定の教職員の懲戒処分に関する審議の記録であり、上記1（1）アの部分を除き、全体として、被処分者に係る個人情報であって、氏名その他の記述により特定の個人を識別することができるものであり、同号本文に該当すると認められる。

（2）同号ただし書該当性について

ア ただし書アについて

本件懲戒処分に関して実施機関は、記者発表により、被処分者の職名及び校種並びに非違行為の事実の概要及び処分の理由を公表していることが認められる。

また、懲戒処分の量定の判断に伴う意見や質疑応答に関する部分に、実施機関が定めた「懲戒処分の指針」の記載内容を引用した部分が認められる。「懲戒処分の指針」は、教職員が非違行為を行った場合の標準的な懲戒処分の基準を明確にすることにより、非違行為の防止を図り、県民の教育に対する信頼を確保することを目的としたものであり、当該指針に記載された内容は、一般に、実施機関により公表され又は公表が予定されている情報であると考えられる。同様に、県教育委員会定例会の議案名についても、当日の議事として、公表され又は公表が予定されている情報であると考えられる。

上記の実施機関により公表され又は公表が予定されている情報は、

同号ただし書アに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認めることが妥当であり、本件行政文書のうち、これらの情報に該当する部分についても同様に、同号ただし書アに該当とすることが妥当と考えられる。

イ ただし書イ、ウについて

本件行政文書（ただし、上記１（１）アの部分を除く。）は、特定の教職員の懲戒処分に関する審議の記録である。被処分者は、地方公務員であるが、この記録は、全体として被処分者の個人に関する情報であって、本号ただし書ウに規定する「公務員の職務遂行情報」に該当するとは認められない。また、本号ただし書イ「人の生命、健康等の保護のために公にすることが必要と認められる情報」にも該当するとは認められない。

（３）同号該当性について

以上のとおりであり、本件行政文書の情報は、上記１（１）アの部分を除き、全体として同号本文に該当するものであり、原則として不開示となる情報であるが、このうち、記者発表により公表された情報に該当する部分、「懲戒処分の指針」の記載内容を引用した部分及び議案名は同号ただし書アに該当し、開示相当と認められる。

なお、条例の定める情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず開示請求を認める制度であることから、開示・不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。このことは、特定の個人を識別できる個人に関する情報については、条例第７条第２号ただし書に該当するものを除き、これを不開示とするのみで、本人から開示請求のあった場合について特段の規定を設けていないことから、また、請求者の本人確認の手続が定められていないことから、明らかと考えられる。

３ 条例第７条第６号該当性について

条例第７条第６号は、不開示情報として、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと包括的に規定し、その例示として「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」がある情報を挙げている。

この趣旨は、県の機関等が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とすることを定めたものである。

まず、本件行政文書は、実施機関が行う特定の教職員の懲戒処分の審議に関するものであるから、同号工に規定する「人事管理に係る事務」に関する情報に該当することは明らかである。

次に、本件行政文書に記載された情報を公にすることにより、実施機関が行う人事管理に係る事務の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるか否かについて検討する。

(1) 具体的な審議に係る部分のうち定型的な議事進行に係る部分を除く部分

教職員の懲戒処分に関する具体的な審議に係る発言内容及びその発言者の職氏名が公になると、発言者は、外部の利害関係者から自分に対して何らかの働きかけが行われたり、自分個人の責任が問われたりするなどの事態が発生することを恐れたり、審議の過程における自己の意見表明が、利害関係者に影響を与えることを危惧したりして、事後の開示を勘案して発言することとなり、その結果、自由かつ率直な意見交換が制約され、公正で適正な意思決定が妨げられ、将来の同種の審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、懲戒処分の詳細な量定判断の基準及びその過程に係る情報が公になると、当事者や関係者に誤解や予断を与え、混乱を生ずることが予想され、ひいては人事行政の公正かつ円滑な遂行に著しい支障が生ずるおそれは否定できないと認められる。

ただし、具体的な審議に係る部分のうち、上記2(3)で開示相当と判断される部分は、実施機関により公表され又は公表が予定されている情報であり、当該情報を第6号該当を理由に不開示とすることは認められない。

(2) 具体的な審議に係る部分以外の部分並びに具体的な審議に係る部分のうち定型的な議事進行に係る部分及び当該部分の発言者の職氏名

これらについては、発言者個人の意見表明とは言えず、また、懲戒処分の詳細な量定判断の基準及びその過程に係る情報にも該当しないことから、同号には該当しない。

(3) 同号該当性について

以上のとおりであり、本件行政文書に記載された情報のうち、教職員の懲戒処分の具体的な審議に係る部分のうち定型的な議事進行に係る部分及び当該部分の発言者の職氏名並びに上記２（３）で開示相当と判断される部分を除く部分については、同号エに該当し、不開示相当と認められる。

4 条例第 8 条第 2 項の適用について

条例第 8 条第 2 項は、第 7 条第 2 号に該当する情報であっても、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該個人識別部分を除いた部分を開示しなければならないと規定している。

よって、本件行政文書のうち、上記 2 で第 7 条第 2 号該当により不開示相当と認められた情報について、第 8 条第 2 項の適用による部分開示の可否を検討する。なお、上記 3 で第 7 条第 6 号該当により不開示相当と認められた情報が、第 8 条第 2 項の適用により開示相当となるものではないことから、第 8 条第 2 項の検討対象は、上記 2 で不開示相当と認められ、かつ、上記 3 で不開示情報に該当しないと認められた、定型的な議事進行に係る部分及び当該部分の発言者の職氏名のみとなる。

まず、定型的な議事進行に係る部分と当該部分の発言者の職氏名については、被処分者の個人識別性を除くことにより、公にしても、被処分者に係る新たな個人情報一般に明らかになるとは認められない。また一定の関係者には被処分者に係る新たな個人情報明らかになるが、その内容は、被処分者の権利利益が害されるおそれがあるものとは認められないと考えられる。

以上のとおりであり、定型的な議事進行に係る部分と当該部分の発言者の職氏名については、第 8 条第 2 項の適用により部分開示が可能であり、開示することが妥当である。

5 条例第 8 条第 1 項の適用について

条例第 8 条第 1 項は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合に、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分について開示しなければならないとし、ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときはこの限りではないと規定している。

実施機関は、本件行政文書を全部不開示とした理由として、不開示情報

を除いた部分は既に公表された情報や審議内容と関係のない情報であり、「有意な情報」は含まれていないと主張している。よって、本件行政文書のうち不開示情報が記載された部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるかについて検討する。

上記2、3及び4により、不開示情報に該当しないと認められた次の部分、すなわち本件行政文書から不開示情報が記録されている部分を除いた部分は、審議の経過に係る記録の一部であり、社会通念上、有意の情報が記録されていないとは認められない。したがって、実施機関の主張には理由がない。

(1) 具体的な審議に係る部分以外の部分

- ・ 会議の進行に関する部分、文書取扱に係る表示、ページ番号
- ・ 議案名

(2) 具体的な審議に係る部分

- ・ 定型的な議事進行に係る部分
- ・ 定型的な議事進行に係る部分の発言者の職氏名
- ・ 実施機関が公表した、被処分者の職名及び校種並びに非違行為の事実の概要及び処分の理由
- ・ 「懲戒処分の指針」を引用した部分

6 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会 長	益田敬二郎
会長職務代理者	渡邊 榮文
委 員	大脇 成昭
委 員	田中扶慈子
委 員	前田 和美

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過

平成17年5月17日	・ 諮問 (第133号)
平成17年6月21日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成17年7月26日	・ 異議申立人から、理由説明書に対する意見書を受理
平成18年11月15日	・ 審議
平成18年12月13日	・ 審議
平成19年 1月26日	・ 異議申立人の口頭意見陳述及び審議
平成19年 2月21日	・ 実施機関からの説明聴取及び審議
平成19年 3月15日	・ 審議
平成19年 4月25日	・ 審議
平成19年 5月30日	・ 審議
平成19年 6月25日	・ 審議

別 表

ページ	行	開示部分
全ページ共通		文書取扱に係る表示
		ページ番号
4	1行目	全部
	2行目	全部
	3行目	全部
	4行目	8文字目から17文字目まで 23文字目から25文字目まで 28文字目から39文字目まで
	5行目	14文字目から33文字目まで

	6行目	全部
	7行目	全部
	8行目	1文字目から22文字目まで
	13行目	全部
	14行目	8文字目から18文字目まで 25文字目から27文字目まで 30文字目から41文字目まで
	15行目	14文字目から34文字目まで
	16行目	全部
	17行目	1文字目から22文字目まで
	19行目	全部
	22行目	15文字目から35文字目まで
	23行目	2文字目から29文字目まで
	28行目	8文字目から30文字目まで
	32行目	26文字目から40文字目まで
	33行目	1文字目から25文字目まで
5	1行目	全部
7	9行目	11文字目から29文字目まで
	10行目	8文字目から19文字目まで
	11行目	1文字目から23文字目まで
8	30行目	1文字目から3文字目まで
	31行目	11文字目から34文字目まで
	32行目	全部
	38行目	全部
	39行目	全部